

博士論文要旨

論文題名：明代中期の法整備と社会の研究

立命館大学大学院文学研究科

人文学専攻博士課程後期課程

トヨシマ ジュンキ

豊嶋 順揮

本論文は「明初」と「長い明末」の空隙であった「明中期」に注目して、明中期における法整備の過程から、その当時の社会の変化を論じていくものである。

第一章では、『明律』や『問刑条例』などの法典史料についての整理を行い、法整備の過程を見る手法を示す。

第二章では、『事類纂』に見られるテキスト上の諸問題を取り上げ、『事類纂』が成立するまでの過程を復元する。

第三章では、『問刑条例』条文の厳罰傾向が、審理の中で律と情の不均衡を見出され、参語の形で適切な刑罰を提案がされていることを明らかにする。一方で、司法官員の律例知識や共通認識の欠如のために不適切な参語を加えられることが乱発していたことを明らかにする。

第四章では万暦『問刑条例』に見られる「比照謀叛」という言葉に注目し、嘉靖から万暦にかけての変化は、社会の変化を反映させたものであるとは必ずしも言えず、明中期からの法運用の経験をもとに形成されていることを明らかにする。

第五章では、一方で無籍之徒と呼ばれる人々が、行政実務や商行為などを行う当事者の間に立ち犯罪を行っていたが、事例を重ねながら対応する事例を成立させていったことを論じる。また、こうした無籍之徒がどこから発生したかを検討する。

第六章では、『問刑条例』条文の成立過程の具体例として、朝貢貿易に関する事例を用いて検討し、朝貢使節と接触する機会・人物の変化を明らかにする。

第七章では、第六章と同様に『問刑条例』条文の成立過程の具体例として、海上の密貿易に関する事例を用いて検討し、密貿易のあり方の変化や明朝の沿海地域に対する姿勢を明らかにする。

加えて二つの附論では、事例から見える犯罪の動向やそれに対する明朝の対応策を検討した。

以上を踏まえると明中期と明末とは共通点が見られ、明初の制度や秩序が崩壊したのは従前のイメージよりも早いことを示す。